

令和8年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録（要旨）

1 日時

令和8年4月2日（木）13時30分～15時30分

2 場所

福岡県庁 10階北棟 特1会議室

3 出席者

安部計彦会長、松崎佳子副会長、石田光史委員、熊本寿美委員、堺康利委員、佐保眞寿美委員、塩出麻里子委員、羽岡慶太委員、松川里美委員、安永寛委員

4 議事

- ・報告事項：「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部を改正する条例の制定について
- ・審議事項：里親の認定について（非公開）

（報告事項議事録）

こども福祉課： （報告事項の説明）

安部会長： 条例の制定は議会の権限では？

本分科会での上程は議会にかかる前の承認・審査を行うものか？

こども福祉課： 議会では議決済み。常任委員会でも審議済み。

安部会長： 報告ということか？

こども福祉課： そのとおり。

安部会長： 「その他必要な措置」とは具体的にどのようなことを施設に対して義務付けているのか？

こども福祉課： 犯罪事実の確認について、こども家庭庁がまずはシステムを作る。そのシステムに各施設がアカウントを作成し、登録する。施設職員の採用の場面において、就職希望者の犯罪歴の照会が本システム上で可能となる。各事業所においては、就業規則の改定が必要となる。

「その他必要な措置」とは、従事者に対する安全確保措置（面談、相談体制の確立等）、情報管理措置（犯歴照会）を指す。

堺委員： 現在、保育士には犯歴照会が行われているが、それが児童福祉施設等の従事者全員に拡充されるということか？

また、あくまで刑事罰を受けた方のみ犯歴アリと表示されるのか？

こども福祉課： そのとおり。

松崎副会長： 就職希望者本人に照会結果が国から届くのでは？

こども福祉課： 仮に犯歴があった場合、「照会結果を事業所に通知してもよいか」という内容の通知が届く。その後、就職希望者は内定を辞退したり、施設に犯歴

があることを知られた子供と全く接しない業務に配置される等の対応が想定される。

安部会長： 本人が自己申告しない限り、事業者は就職希望者の犯歴を知ることができないのか？（犯歴がある場合は、事業者には通知が来ないのか？）

こども福祉課： 詳細が判明次第、改めてご報告する。

<会終了前の補足>

こども家庭庁から本人へ犯歴照会結果の事前通知がある。本人は、その内容に誤りがあれば、訂正が可能。その通知後2週間が過ぎれば、事業者に通知される。

安部会長： 学校には（同様の仕組みは）あるのか？

熊本委員： 学校にもある。教育委員会がデータベース上で照合する。学校へは問題ない人物のみ通知が来る。

ただし、データベース上は、刑事罰には至らないなんらかの問題を起こした人物を特定することはできないため、採用の現場は難しい。

安部会長： 児童相談所の職員や一時保護所のアルバイト等も対象になる？

こども福祉課： 対象となる。アルバイトなどの非常勤職員も対象となる。

熊本委員： 氏が変わった等の場合でも犯歴照会は可能か？

こども福祉課： 詳細は不明のため、改めてご報告する。

<会終了前の補足>

戸籍情報は従事者本人がこども家庭庁に提出する。

（そのため、氏が変わった場合でも犯歴照会可能）

石田委員： 条例の制定・改正を報告する場合は、条文も資料に入れて欲しい。